

議案第 9 2 号

川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 7 年 6 月 1 5 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

川崎市特定非営利活動促進法施行条例（平成 2 3 年川崎市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「第 3 0 条の 7 第 4 項又は第 6 項」を「第 3 0 条の 1 0 第 1 項又は第 3 0 条の 1 2 第 1 項」に、「都道府県知事（同法第 3 0 条の 1 0 第 1 項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関）」を「地方公共団体情報システム機構」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 1 0 月 5 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

住民基本台帳法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。